

## 6月人事労務の業務リスト

業務		期限
労務給与	賞与査定、人事評価	6月中
	夏季賞与を支給したときは、健康保険・厚生年金保険「賞与支払届」を提出（毎月の保険料とともに翌月末日までに納付）	賞与支給日から 5日以内
	健康保険・厚生年金保険「報酬月額算定基礎届」の作成準備	給与計算後 7月10日
	労働保険の年度更新手続 申告期間	6月1日～7月10日
	労働保険「概算・増加概算・確定保険料申告書」の作成・提出	7月10日
	労働保険料の第1期納付（口座振替の場合は除く）	7月10日